

第4章 中之島

- 第1節 防災環境
- 第2節 災害予防
- 第3節 災害応急対策
- 第4節 災害復旧・復興

第1節 防災環境

1 火山活動史

中之島は、後期更新世ころから島の南東部で噴火活動を開始した。現在では南東部の火山体は活動を停止している。一方、島の北西部の御岳で活発な活動が続いている。記録に残る噴火は大正3(1914)年の小噴火のみであるが、噴出物の状況から、数千年前には爆発的な噴火を行い、溶岩の流出を繰り返したと推定される。現在も活発な噴気活動が続いており、今後も噴火の可能性がある。

2 社会条件

中之島は、鹿児島市南方およそ220kmに位置し、鹿児島郡十島村に属している。人口は163人、このうち65歳以上の人口が59人（36％）をしめている。集落は村役場出張所に近い島西部の海岸沿い（楠木、里村、船倉、寄木）と、中心地から離れて立地した日之出地区がある。

島と鹿児島港間には、村営船「フェリーとしま」（1,391 t）が約7時間で連絡している。

また、ヘリコプターによって枕崎、鹿屋より約45分で到着する。港湾は、定期船が寄港する中之島港がある。島には村道海岸線、中央線、南廻り線があり、各々の集落を結んでいる。

島内には4軒の宿泊施設があり43名を収容することができる。来島者の多くは釣り客や温泉客等である。

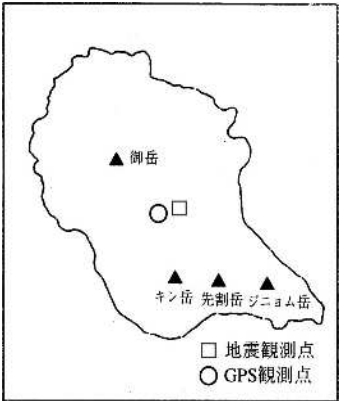


図 5－4－1 中之島の火山観測点

3 火山噴火災害危険区域予測図

(1) 噴火の場所，規模，様式

中之島は、火山活動についての記録は大正 3 (1914) 年の小噴火のみである。そこで、噴出物の分布等を参考にして噴火の想定を行った。想定される噴火の場所および規模，様式を表 5－4－1 に示す。

表 5－4－1 想定噴火

場 所	御岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	溶岩流を伴う大規模な噴火

(2) 災害要因の検討

中之島で考えられる火山の災害要因を表5-4-2に示す。

表5-4-2 想定される火山災害要因

災害要因	薩摩硫黄島	口永良部島	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	○	◎	○	◎
降下火砕物*	◎	◎	◎	◎
火砕流	○	◎	○	○
溶岩流	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	◎	◎
火山ガス*	◎	○	○	○
山体崩壊	◎	○	◎	○
津波	○	○	○	△

◎：災害発生の危険が高い ○：災害発生の危険がある △：災害発生に注意を要する

*：気象条件によって影響を受ける

(3) 火山噴火災害危険区域予測図

中之島において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域を図5-4-3に示す。なお、想定される被害は以下のとおりである。

① 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約2.5kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。楠木、里村、船倉、日之出（高尾）等の集落に落下する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

② 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、図5-4-2に危険区域を示していない。中之島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

③ 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が南斜面に流れ出した場合、楠木、里村、船倉、日之出（高尾）等の集落に達する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速100kmを越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

④ 泥流・土石流

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなる。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

人家の集中する島西部の集落にも、御岳から流れ下る溪流が数本流れ込んでおり、島の重要部で泥流・土石流の危険が高い。

⑤ 火山ガス

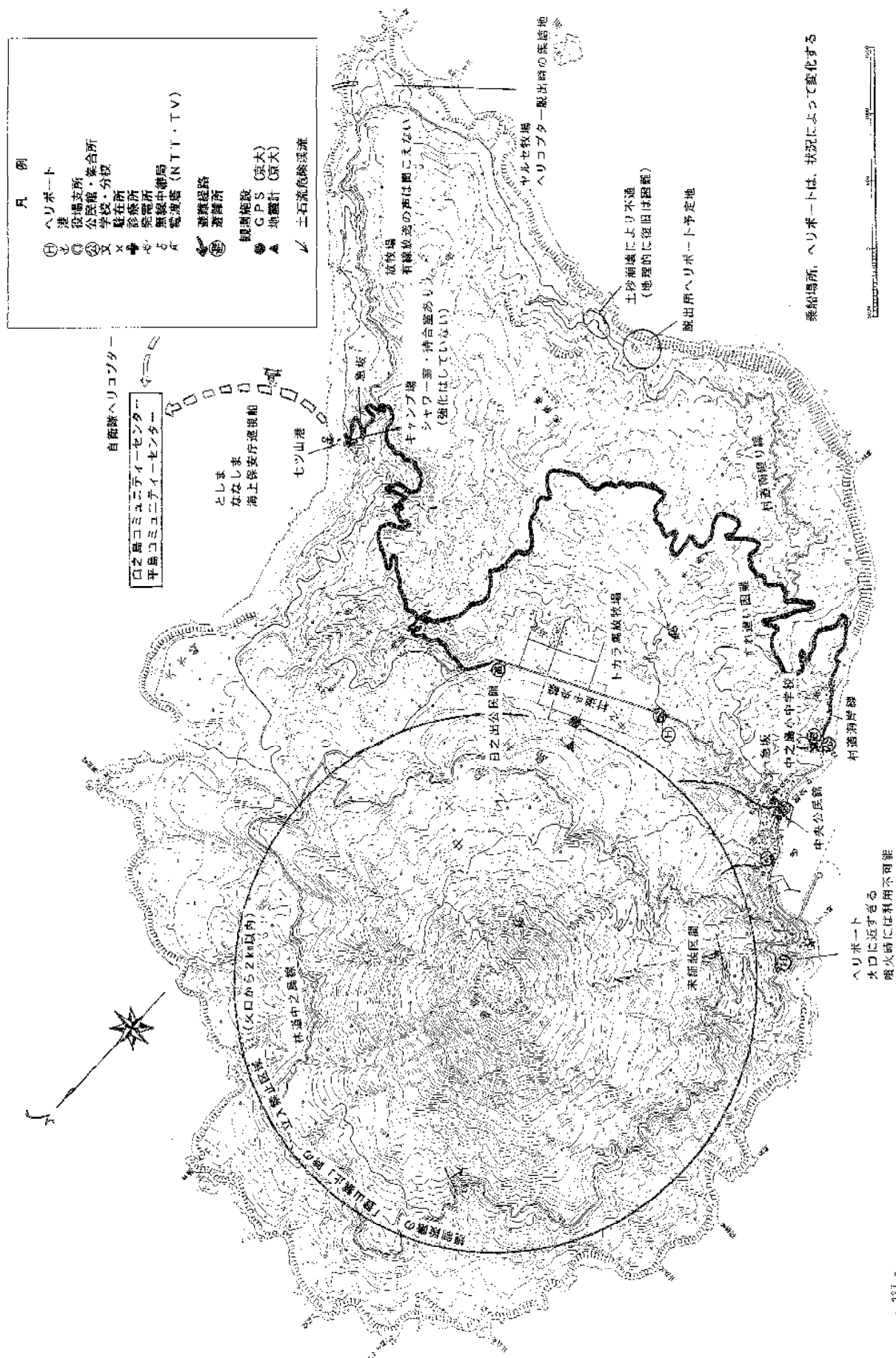
火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

⑥ 山体崩壊

御岳は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

⑦ 津波

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。



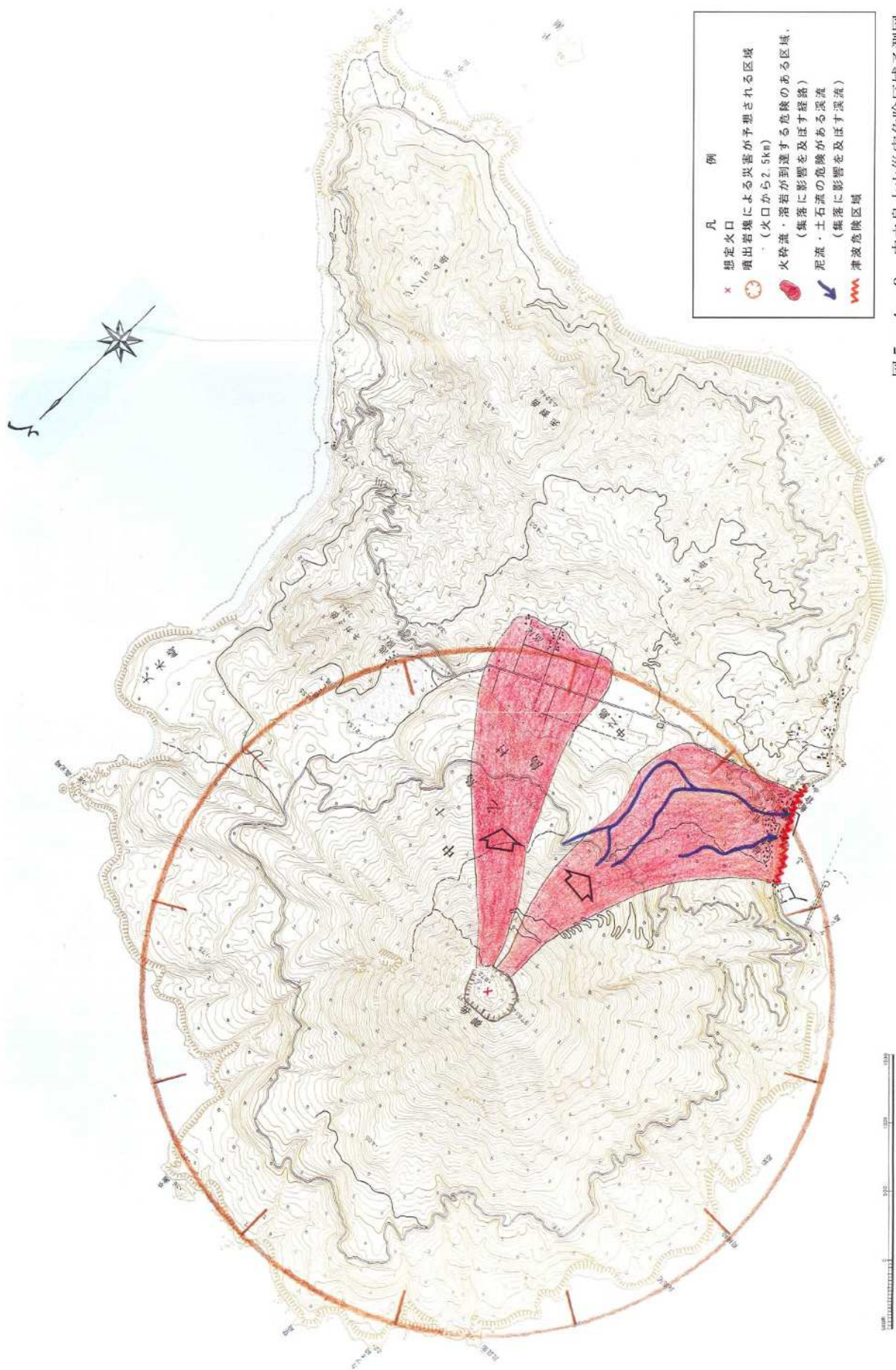


図5-4-3 中之島火山災害危険区域予測図

第2節 災害予防

1 火山災害に強い地域づくり

中之島には、現在163人の住民が生活している。本島北部の御岳が噴火すると住民が多く生活している集落に溶岩流が到達する危険性がある。また、泥流、土石流に見舞われる危険性も高い。

県及び十島村は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し被害を最小限に食い止めるには、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

なお、島の防災情報図は図5-4-2のとおりである。

2 住民の防災活動の促進

本計画により中之島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与することを期待する。

(1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・十島村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び十島村と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため県、十島村及び公共機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

(2) 防災知識の普及・訓練

① 防災知識の普及

県及び十島村は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し中之島の火山防災マップを示しながらその危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図るものとする。

- 家庭等での予防，安全対策
 - ・最低3日，推奨1週間分分の食料，飲料水，非常持出品の準備等
 - ・家庭内の連絡体制の確保
- 火山災害発生時にとるべき行動
 - 様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）での対応
- 避難経路等の確認
 - 避難所（島内，一次），避難所（島内，二次），退避所，避難経路，集結（乗船），場所（ヘリポート，港），避難所（島外）での行動等

ア 住民への啓発

現在の段階では中之島の火山の観測監視体制は十分とはいえず，住民等からの火山現象の異変に関する情報が重要である。したがって十島村は「火山現象の異変を察知した場合，直ちに出張所等にその旨を伝えること」を広報誌やパンフレット等を配布し，啓発しておくものとする。

イ 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

十島村は，県の協力を得て中之島の火山の特質を考慮して，火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成・配布し，それをもとに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

ウ 防災教育

学校等教育機関においては，火山及び防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ 普及方法

防災知識の普及にあたっては，報道機関等の協力を得るとともに，ビデオ，掲示板等を活用するものとする。

オ イベント等の開催

県及び十島村は，防災週間，火山防災の日，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，火山災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

② 防災訓練の実施，指導

ア 十島村は行政機関と住民が一体となって対策活動ができるよう，県の助言・指導を得て防災訓練を実施する。特に島からの脱出を念頭においた総合訓練の実施が重要であり，関係機関の協力・参加を得てこれを実施するよう努める。

イ 地域，職場，学校等においてきめ細かい防災訓練を実施するよう指導し，住民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。また，必要に応じて登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努めるものとする。

③ 防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及にあたっては，高齢者，障害者，外国人，観光客，乳幼児等要配慮者に十分配慮する。

3 住民の防災活動の環境整備

(1) 消防団の活性化の促進

県、十島村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成を図ることにより住民の自衛体制の確立を促進するものとする。具体的な自主防災組織の育成にあたっての留意点や活動内容は総則を参照のこと。

(3) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。

村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

(4) 防災ボランティア活動の環境整備

県及び十島村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から地域団体、社会福祉協議会及びNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体等と協力して連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(5) 宿泊施設の防災の促進

① 宿泊施設の管理者（住居者）による防災活動の推進

宿泊施設の管理者（住居者）は、災害時に果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各施設において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものと

する。

② 県及び十島村の支援

県及び十島村は、全施設の防災意識の高揚を図るとともに、施設防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図るものとする。

(6) 避難の安全確保

① 避難集結地の徹底

十島村の広報や標識等であらかじめ掲示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は、広報車等で知らせる。

② 輸送手段の確保

ア 港湾施設等の整備

悪条件下においても、できるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した港湾等の整備を行うように努めるものとする。

イ 船舶、航空機等の確保

輸送手段の確保は、概ね以下のとおりとし関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化をはかるよう、日頃から連携を図っておく。

- ・ 県有船、村営船の活用
- ・ 漁船等の活用
- ・ 民間船舶等の活用
- ・ 海上保安庁・自衛隊（船舶・航空機等）の活用

ウ 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画をたてる等の準備を行うよう努める。

③ 輸送不可能時における残留者の安全対策

- ・ 残留者の確認
- ・ 避難施設の設置，堅牢化
- ・ 食料，飲料水，生活物資等の確保

④ 島内の避難路等の安全確保

- ・ 退避壕等の事前設置
- ・ 誘導施設，指示標識の事前設置
- ・ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

⑤ 照明設備の整備

夜間における避難，防災関係機関の活動に備え，必要箇所に設置する。

4 登山における安全確保対策

- (1) 十島村は、中之島が活火山であることを踏まえ、突然の噴火等、一定のリスクがあることを登山者や観光客等へ認識してもらうため、危険要因について、港や登山口等に案内板を設置したり、宿泊施設において周知する等の措置を行う。
- (2) 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

5 火山災害と火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県は、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

第3節 災害応急対策

1 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達

住民等が火山の異常と思われる異常を発見した場合の十島村及び関係機関は情報を通報する。通報系統は下記の通りである。



図5-4-4 通報系統

(1) 住民等による伝達及び通報

① 異常現象の通報事項

火山の異常と思われる異常現象は、次のとおりとする。なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。図5-4-4の系統に従って通報を行う。

ア 顕著な地形の変化

- 山・がけ等の崩壊
- 地割れ
- 土地の隆起・沈降等
- 海岸線の変動

イ 噴気・噴煙の異常

- 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
- 噴気・噴煙の量の増減
- 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常

ウ 湧泉の異常

- 新しい湧泉の発見
- 既存湧泉の枯渇
- 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等

エ 顕著な気温の上昇

- 地熱地帯の拡大・移動
- 地熱による草木の立ち枯れ等
- 動物の異常挙動

オ 海水・湖沼・河川の異常

- 水量・濁度・臭・色・温度の異常
- 軽石・死魚の浮上
- 泡の発生

カ 有感地震の発生及び群発

キ 鳴動の発生

<通報者へ確認すべき内容>

- ① 発生の事実（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ② 発生場所（どの火口、どの場所で確認したか）
- ③ 発生による影響（住民等、動植物、施設などへの影響）

④ 被害情報の内容

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 避難経路の状況

(2) 村による情報の収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

被害情報の収集は，下記のものが行う。

- ☐ 地域責任者（出張員）
- ☐ 消防機関職員
- ☐ 十島村職員

② 被害情報の通報

十島村総務課は，収集・整理した被害情報を図5-4-4に従って関係機関に通報する。なお，その際，収集した情報については，把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが，通信の途絶等により，県に，通報できない場合は，直接消防庁に通報する。

- ☐ 噴火・地震等による被害状況（被災地域，被災人員，家屋等）
- ☐ 噴火後における噴石・降灰等の状況
- ☐ 避難経路の状況
- ☐ 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- ☐ 高齢者等避難，避難指示等町の措置
- ☐ 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- ☐ 車両，医療救援要請に関する情報
- ☐ 避難誘導，輸送，救助等災害対策実施状況

③ 通報の方法

- ☐ 口頭
- ☐ 一般加入電話
- ☐ 専用電話（警察電話）
- ☐ 無線電話

(3) 県による情報収集及び伝達，通報

県は，積極的な情報収集に努め，把握できた範囲で直ちに消防庁に対し第一報を行う。なお，県は次の機関から情報を得る。

- ☐ 十島村
- ☐ 警察本部
- ☐ 消防機関
- ☐ 県防災航空センター
- ☐ 鹿児島地方気象台
- ☐ 京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
- ☐ その他関係機関

県は，上記機関から被害情報の収集ができない場合は，自衛隊又は海上保安庁に対し，必要情報の収集を申請する。

申請内容

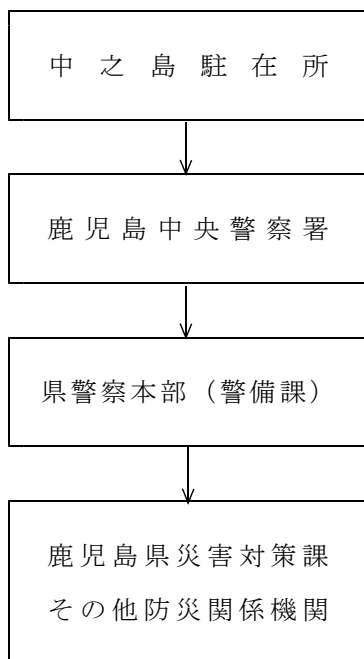
災害派遣により航空機等特殊能力の情報班の出動を要請

(4) 県警察による情報収集及び伝達，通報

① 被害情報の収集

- 大きな噴火の発生が予想される場合
 - ・ 実施部隊による各種情報の収集
- 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合
 - ・ 情報部隊による各種情報の収集
 - ・ 実施部隊による諸対策の実施

② 被害情報の通報



③ 被害情報の内容

気象，地象，水象等火山噴火に関係するすべての事項

(5) 火山現象に関する予報及び警報等の発表と伝達及び通報

① 火山現象に関する予報及び警報等

詳細については、第1部総則第3章第1節(2)参照

② 噴火予報・噴火警報の伝達系統

県は、噴火予報・噴火警報等を受理したとき、次の系統図にしたがって関係機関に伝達を行う。

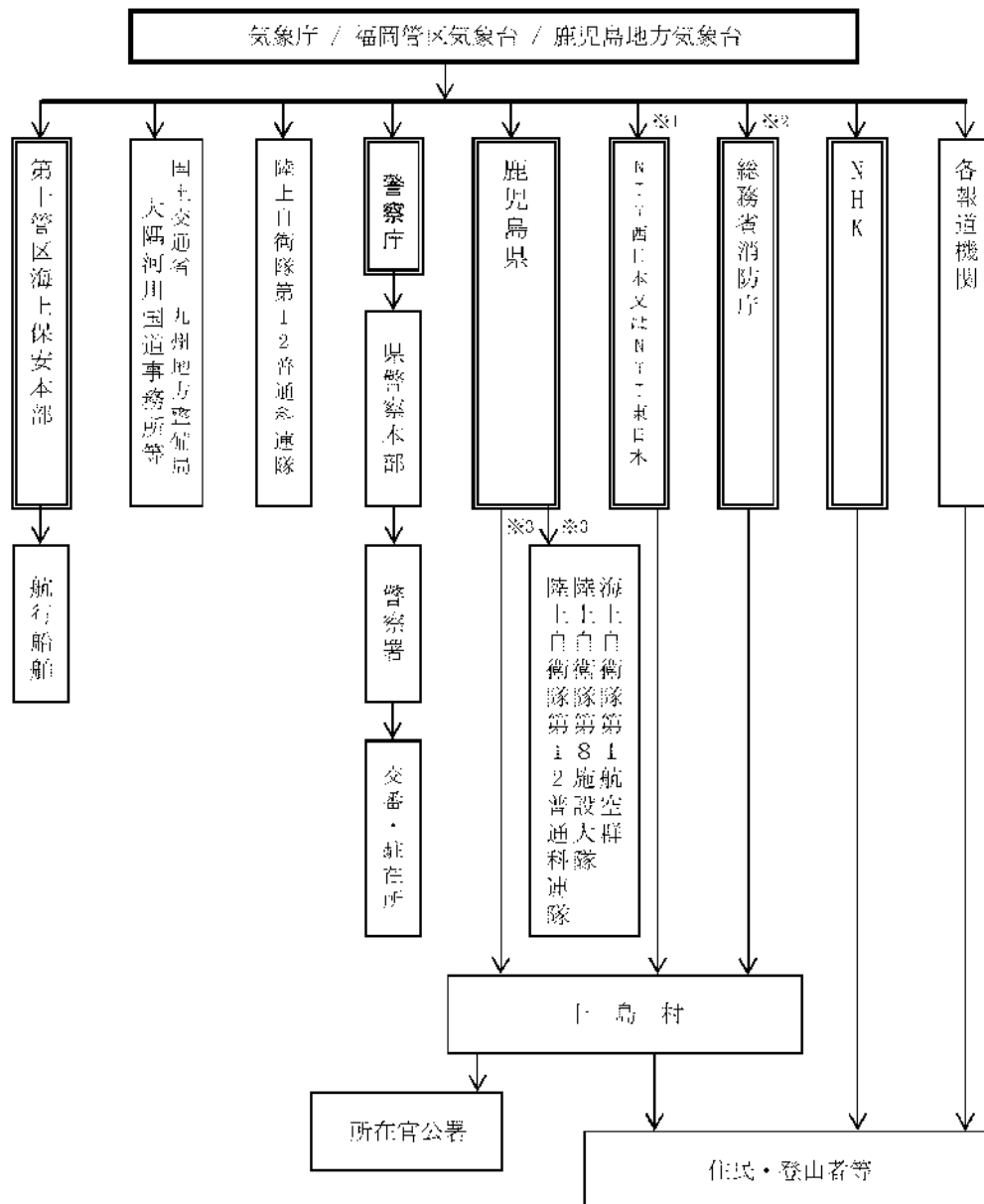


図5-4-5 噴火予報・噴火警報等の伝達系統

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づき通知先
- 2 特別警報が発表された場合、県において自治体等への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝送
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）
- 5 ※3 防災情報ネットワーク

(6) 通信手段の確保

- ① 通信手段の種類
 - ・ N T T 電話回線
 - ・ 県防災行政無線
- ② 情報伝達手段
 - ・ 有線放送
- ③ 防災行政無線
 - ・ 屋外塔，戸別受信機

2 立入禁止の措置，警戒区域の設定・避難指示等の発令

(1) 村長が実施する立入禁止の措置，警戒区域の設定，避難指示等の発令

十島村長は，噴火警報等が発表された場合，中之島火山防災マップ等を活用し，中之島火山防災連絡会における検討内容や関係機関の助言等に基づき，火山噴火により住民の生命，身体等に危険がある場合には必要に応じて立入禁止を措置あるいは警戒区域を設定し，当該区域からの撤退を命じ，また，避難指示等を発令し，適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

立入禁止措置，警戒区域設定及び避難指示等発令は，表5-4-4 中之島の規制等の基本的考え方に基づき実施する。

表5-4-4 中之島の規制等の基本的考え方

噴火警報	キーワード	住民への対応	登山者，入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	居住地域 嚴重警戒	火山活動等の状況に応じて対象地域を定め，住民等に対して島内又は島外高齢者等避難，避難指示を発令	
噴火警報 (火口周辺)	入山危険		火山活動等の状況に応じて火口から居住地域近くまでの範囲の立入禁止
	火口周辺 危険		火山活動等の状況に応じて火口から少し離れた所までの火口周辺を立入禁止
噴火予報	活火山である ことに留意		火山活動等の状況に応じて火口内等を立入禁止

- ※ 県は状況に応じて中之島火山防災連絡会を開催し，被害影響予想範囲等の検討や，各防災関係機関の対応状況について情報共有し，必要な調整・要請等を行う。
- ※ 十島村は，火山防災連絡会をはじめとする関係機関の助言等により，避難対象地域等の設定及び拡大・縮小の検討を行う。
- ※ 噴火警報（居住地域）は，警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

(2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

十島村長のほか、次の者が避難措置指示を実施することができる。なお、避難の指示避難所の開設、収容は、それぞれの法律により定められている。

- 警察官（災害対策基本法61条，警察官職務執行法4条）
- 海上保安官（災害対策基本法61条）
- 災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

(3) 県による避難

知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町十島村長に代わって実施する。

(4) 中之島火山防災連絡会の開催

中之島火山防災連絡会の設置については、第1部第2章第2節3「(5) 火山防災連絡会の設置」により、県危機管理課長を会長として、諏訪之瀬島火山防災協議会の構成機関に準じて構成する。

県は、平時又は発災時（火山活動の活発化含む。）に関わらず、柔軟に中之島火山防災連絡会を開催し、関係機関の情報共有や必要な調整等を行う。

(5) その他の避難

なお、上記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係村長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- ① 住民等の自主判断により指示より早く避難所に集まった時
 - ・火山活動状況の詳細な説明を行う。
 - ・避難継続の支援（寝具，食料等）を講じる。
- ② 夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰等による避難が遅れる時
 - ・集結地に集合した者の点呼を行い，避難が遅れている者の確認を行う。

(6) 避難指示等の伝達

① 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達
- Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、一斉同報メール、コミュニティーFM、ワンセグ（エリアワンセグ）、デジタル・サイネージ、データ放送等を含めた複数の方法による伝達

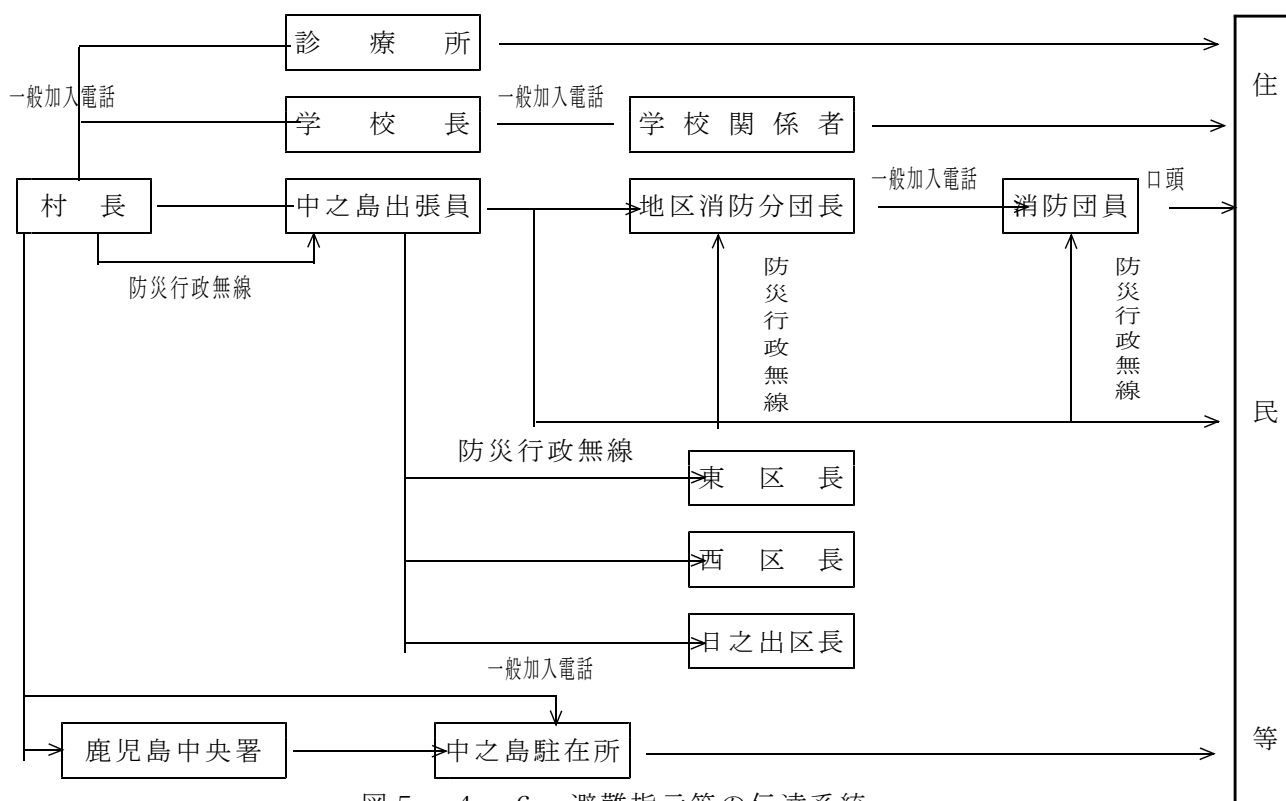


図 5-4-6 避難指示等の伝達系統

② 伝達の内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

(7) 報告・通報

十島村長は、避難指示等を行った場合は、直ちにその旨を県知事に報告する。県知事は十島村長から報告を受けた場合、関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

(8) 避難の要領

避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

① 島内における避難

ア 避難者の誘導方法

(a) 避難者誘導に当たっての留意手順

- 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけさける。
- 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図る。
- 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

イ 避難順位及び携帯品等の制限

(a) 避難順位

- 要配慮者
- 災害の危険性のある地区の人々

(b) 携帯品の制限

- 必要最小限の食料，日用品，医薬品とする。
- 避難が長期にわたると考えられるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，さらに携帯品の増加を考慮する必要がある。

ウ 避難手段

- 徒歩
- 自動車
- 船舶

エ 避難路及び避難所

下記のとおり、決められた避難所に集結する。

表 5 - 4 - 5 避難経路及び避難所

集落名	一 次 避 難				二 次 避 難			
	順位	避 難 経 路	交 通 経 路	避難所 (島内, 一次)	順位	避 難 経 路	交 通 手 段	避難所 (島内, 二次)
楠 木 里 村	1	集落－ 公民館 (村道)	自動車	中央公民館	1	公民館－ 学校 (村道)	自動車	中之島 小中学校
	2	〃	徒歩	〃	2	〃	徒歩	
寄 木	1	集落－ 学校 (村道)	自動車	中之島 小中学校	一次避難に同じ			
	2	〃	徒歩	〃				
日 之 出	1	集落－ 開発センター (村道)	自動車	開発センター	1	開発センター －七ツ山 (村道)	自動車	七ツ山
	2	〃	徒歩	〃			徒歩	

オ 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

カ 高齢者等避難段階における小・中・義務教育学校の対策

- 児童生徒が家庭にいる場合、保護者とともに避難する。
- 児童生徒が学校にいる場合、学校長等とともに集合場所へ直行する。

② 島外への避難

ア 避難手段

(a) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく軽石等の浮遊及び噴石落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により村営船舶、漁船等だけでは対応が難しい時、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

(b) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(c) はしけによる避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、七ツ山港等からはしけによる避難を行う。

なお、その際には救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く曲がりくねっており、夜間照明が未整備のため港やヘリポートまでの道は陰しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ 災害時要援護者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ 避難所の開設

避難者を受入れる側の口之島又は平島では収容人数を確認のうえ、施設や物資の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

- 避難収容完了までの状況把握
- 避難収容後の状況把握・報告

(9) 避難所

島外避難における避難所は原則として口之島、平島に設定する。

① 避難所の開設

十島村長は避難をした中之島住民のため、県及び口之島、平島の協力を得て下記のとおり口之島、平島島内に避難所を設定する。

表5-4-6 避難所（島外）

避難順位	交通手段	避難所（島外）
1	フェリーとしま, ななしま2, 漁船等	口之島コミュニティセンター
2	巡視船	平島コミュニティセンター
3	ヘリコプター	

② 避難所の運営管理

- ア 正確な情報の伝達，食料，飲料水の配布
- イ 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，又は他の近隣町村に対し協力を求める。
- ウ それぞれの避難所に収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。また，避難所では生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握するとともに県へ報告する。
- エ 食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，避難所における生活環境が常に良好であるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- オ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- カ 多様な主体と連携し，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し，男女別トイレ，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザー等の配布による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 避難者の健全な住生活を早期に確保するため，避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ク 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて，住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」の第3部第3章第1節「避難所の運営」参照

（10）避難指示の解除

村長は，噴火警報の引き下げや中之島火山防災連絡会等の検討内容を参考に，地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。

- ① 火山活動の沈静化の確認
- ② 生活物資の確保
- ③ 情報伝達手段の確認
- ④ 緊急脱出手段の確保

（11）要配慮者への配慮

高齢者，妊産婦，乳幼児，病人，障害者，観光客，外国人等いわゆる要配慮者の避難等については，多様な主体と連携し，以下の点に留意して優先して行う。

① 避難誘導

- ア 十島村長は，日頃から要配慮者の把握に努めるとともに，避難指示等の伝達方法及び誘導方法について，事前に定めておく。
- イ 要配慮者のうち，特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに，避難行動要支援者名簿を作成し，地域ぐるみで要配慮者の安

全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。

② 避難所

ア 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮すること。

イ 特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

ウ 要配慮者に向けた情報の提供については十分配慮するものとする。

(12) 住宅の供給確保

① 住宅の確保・修理

② 被災宅地危険度判定の実施

③ 広域一時滞在・移送

総則参照のこと

第4節 災害復旧・復興

1 復旧・復興の基本方向の決定

県及び十島村は、被災の状況、火山の周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強い地域づくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。この場合、次の2ケースについての基本的方向を定めておく。

(1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向

(2) 被害が甚大な場合の基本的方向

第1部総則第4章参照のこと

2 原状復旧の進め方

(1) 復旧にあたっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

(2) 復旧事業の推進

次の4つの分野に区分し復旧事業を推進していく。詳しくは第1部総則第4章を参照のこと。

① 公共土木施設

② ライフライン施設等

③ 降灰対策

④ がれきの処理

(3) 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成する。事業計画等の種別は第1部総則第4章参照のこと。

3 計画的復興の進め方（第1部総則第4章参照のこと）

(1) 復興計画の作成

(2) 計画策定にあたっての理念

(3) 防災地域づくりの基本目標

4 被災者等の生活再建等の支援（第 1 部総則第 4 章参照のこと）

- （１）各種支援措置の早期実施
- （２）税対策による被災者の負担の軽減
- （３）住宅確保の支援
- （４）広報・連絡体制の構築
- （５）災害復興基金の設立
- （６）その他

5 被災者への融資措置（第 1 部総則第 4 章参照のこと）

- （１）資金選定の指導
- （２）資金の種類
- （３）各種資金の貸付条件等